

国民健康保険税 納税・決定通知書の見方



はじめに

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯に国民健康保険に加入している人がいると、世帯主に課税します。

〇封筒の中に入っているもの

納税・決定通知書



納付書

※納付書が入っていない方
 ・口座振替を登録している方
 ・特別徴収（年金からの天引き）の方
 ・税額の変更により還付等になる方 など

〇納税・決定通知書のポイント

令和〇年度 国民健康保険税 納税・決定通知書

1 ページ (表紙)

※ 次の税額をそれぞれの納期限までに納付してください。
 なお、4ページに記載の差引納付税額がマイナスの場合には、その金額を還付します。ただし、未納の税等がある場合には、返還予定税額から充当しますので、ご了承ください。
 ※ 同封の納付書は、各金融機関およびコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでご使用いただけます。
 詳しい納付場所は、7ページをご覧ください。

739-8601
 広島県東広島市西条栄町8番29号

東広島 太郎 様

コード 00000000 通知書番号 00000000

あなた 令和

②国保年金課へのお問い合わせの際には、「コード」をお伝えいただくとスムーズです。

東広島市長 ○ ○ ○ ○

前回決定税額 ***** 円
 今回決定税額 00000000 円

①納税義務者（世帯主）宛にお送りしています。※

※国民健康保険に関する全ての通知（医療費・国保税の納付済額通知など）は世帯主宛にお送りします。

2・3ページ

国民健康保険被保険者の課税標準額及び賦課状況の内訳

課税標準額 世帯合計		基礎・支援分	2,140,000	円
		介護分	2,140,000	円
軽減判定所得金額			3,000,000	円

被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月												月数	総所得金額等 課税標準額		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
東広島 太郎	昭和52年4月1日	基礎・支援分	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	ヶ月	2,140,000	円
東広島 花子	昭和57年10月1日	基礎・支援分	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	ヶ月	2,140,000	円
東広島 平男	平成20年4月1日	基礎・支援分	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	ヶ月	1,070,000	円
東広島 令子	令和3年4月1日	基礎・支援分	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	ヶ月	2,140,000	円

③国民健康保険に加入している世帯員が記載されています。

④○、▼印は国保税が賦課される加入月を示しています。

⑤空欄になっている場合、加入者の中に所得が未申告の方がいます。

令和〇年度 国民健康保険税の納期及び期別納付額は次の通りです。

納付年月 / 普通徴収の納期 (普通徴収の納期限)	決定(変更)前(円)		決定(変更)後(円)		納付済額(円)		差引納付税額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
令和〇年7月〇日 第1期	10,000	*****	10,000	*****	10,000	*****	0	*****
令和〇年8月〇日 第2期	10,000	*****	10,000	*****	10,000	*****	0	*****
令和〇年9月〇日 第3期	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	15,000	*****
令和〇年10月〇日 第4期	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	0	*****
令和〇年11月〇日 第5期	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	0	*****
令和〇年12月〇日 第1期	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	0	*****
令和〇年1月〇日 第1期	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	0	*****
令和〇年1月〇日 第1期	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	0	*****
合計	80,000	*****	110,000	*****	20,000	*****	90,000	*****

⑥決定前・後の税額が記載されています。

⑦普通徴収は納付書・口座振替で納付する税額、特別徴収は年金から天引きとなる税額です。特別徴収の対象となる年金は、右下に記載されます。

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は右記の年金から天引きされます。
 ※納付済額・差引納付税額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。 行き違いとなった場合は、ご了承ください。

国民健康保険税賦課

⑧課税標準額は、「総所得金額等 - 基礎控除 (43万円) の合計額」です。詳細は、通知書 5 ページを開いた左側のページ上段の説明をご覧ください。

区分	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦ 単身	外国出生者 加算額⑧	A=③+⑥+⑦
基礎控除	2,070,000 円	6.82 %	165,500 円	27,950 円	4 人	111,800 円	18,294 円	0 円	277,300 円
後期高齢者支援金等分	2,070,000 円	2.44 %	61,000 円	10,288 円	4 人	41,152 円	6,563 円	0 円	102,152 円
前払介護納付金分	2,070,000 円	2.07 %	0 円	0 円	0 人	0 円	0 円	0 円	62,355 円
基礎控除	2,140,000 円	6.82 %	146,000 円	27,950 円	4 人	111,800 円	18,294 円	0 円	253,468 円
後期高齢者支援金等分	2,140,000 円	2.44 %	61,000 円	10,288 円	4 人	41,152 円	6,563 円	0 円	93,368 円
前払介護納付金分	2,140,000 円	2.07 %	0 円	0 円	0 人	0 円	0 円	0 円	65,508 円

⑩世帯員によって加入月数が異なっている場合は、ここで調整されています。

区分	軽減 ⑧	軽減割額 ⑨	限度超過額 ⑩	月割増減額 ⑪	減免額 ⑫	年間保険税額 (A-⑧+⑨+⑫-⑪)	決定(変更)前合計額
基礎控除	未就学 2割	61,050 円	0 円	0 円	0 円	216,200 円	345,600 円
後期高齢者支援金等分	未就学	22,487 円	0 円	0 円	0 円	79,600 円	決定(変更)後合計額 373,163 円
前払介護納付金分	未就学	12,471 円	0 円	0 円	0 円	49,800 円	前年度生でに通知した税額 ***** 円
基礎控除	未就学	27,950 円	0 円	0 円	0 円	225,500 円	今年度生でに通知した税額 ***** 円
後期高齢者支援金等分	未就学	10,288 円	0 円	0 円	0 円	83,000 円	今年度生でに通知した税額 ***** 円
前払介護納付金分	未就学	0 円	0 円	-845 円	0 円	64,663 円	今年度生でに通知した税額 ***** 円

⑨軽減制度が適用されている場合は、軽減割合等と軽減額が記載されます。詳細は、通知書 5 ページを開いた左側のページ下段の説明をご覧ください。

⑪決定前・後の税額が記載されています。

変更理由等	東広島 太郎	東広島 花子
令和〇年〇月〇日 社保離脱	東広島 太郎	東広島 花子
令和〇年〇月〇日 介護2号適用開始	東広島 太郎	東広島 花子

⑫税額が変更となった理由、該当者等が記載されます。
 40歳になったことにより「介護納付金分※」が課税される場合や、所得額が変更となった場合など、ご自身で手続きを行ってなくても税額が変更となることもあります。詳細は国保年金課へお問い合わせください。

※介護保険制度については市ホームページに詳しく掲載しておりますのでご確認ください。



【お問い合わせ先】
 国保年金課 国保係
 TEL : (082) 420-0933
 FAX : (082) 422-0334
 市ホームページにも、国民健康保険制度やお手続きについて掲載しております。あわせてご確認ください。
 こちらからページにアクセスできます。→

